

目次

○河川法(昭和三十九年法律第六十七号) (抄)	1
○河川法施行令(昭和四十年政令第十四号) (抄)	12
○特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号) (抄)	16
○特定多目的ダム法施行令(昭和三十二年政令第八十八号) (抄)	16
○沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号) (抄)	17
○沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第二百二号) (抄)	17
○構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号) (抄)	18
○構造改革特別区域法施行令(平成十五政令第七十八号) (抄)	19
○総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号) (抄)	21
○総合特別区域法施行令(平成二十三年政令第二百四十二号) (抄)	21
○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号) (抄)	26
○東日本大震災復興特別区域法施行令(平成二十三年政令第四百九号) (抄)	27
○復興庁組織令(平成二十四年政令第二十二号) (抄)	31

○河川法（昭和三十九年法律第六十七号）（抄）

（一級河川の管理）

第九条（略）

2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うことができるとすることができる。

3・4（略）

5 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する指定区間内の一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間については、第二項の規定により都道府県知事が行うものとされた管理は、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する指定都市の長が行うことができる。

6・7（略）

（河川の台帳）

第十二条 河川管理者は、その管理する河川の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 河川の台帳は、河川現況台帳及び水利台帳とする。

3 河川の台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、政令で定める。

4 河川管理者は、河川の台帳の閲覧を求められた場合においては、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

（河川管理施設等の維持又は修繕）

第十五条の二（略）

2 河川管理施設又は許可工作物の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

3（略）

（流水の占用の許可）

第二十三条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（流水の占用の登録）

第二十三条の二 前条の許可を受けた水利使用（流水の占用又は第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのもの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）のために取水した流水その他これに類する流水として政令で定めるもののみを利用する発電のために河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の登録を受けなければならない。

(登録の実施)

第二十三条の三 河川管理者は、前条の登録の申請があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、政令で定める事項を第十二条第二項の水利台帳に登録しなければならない。

(登録の拒否)

第二十三条の四 河川管理者は、第二十三条の二の登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- 一 申請者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であるとき。
- 二 申請者が第七十五条第一項の規定により許可、登録又は承認の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。
- 三 申請者が法人又は団体であつて、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。
- 四 第二十三条の許可を受けた水利使用のために取水した流水を利用する発電のために河川の流水を占用しようとする場合において、申請者と当該許可を受けた者とが異なるときは、当該申請者が当該申請に係る流水の占用について当該許可を受けた者の同意を得ていないとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める場合に該当するとき。

(土地の占用の許可)

第二十四条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(土石等の採取の許可)

第二十五条 河川区域内の土地において土石(砂を含む。以下同じ。)を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

(工作物の新築等の許可)

第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

25 (略)

(土地の掘削等の許可)

第二十七条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第一項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。

一 前条第二項第一号の行為のためにする土地の掘削又は地表から政令で定める深さ以内の土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの

二 盛土

三 土地の掘削、盛土及び切土以外の土地の形状を変更する行為

四 竹木の栽植又は伐採

3 樹林帯区域内の土地においては、第一項の規定にかかわらず、次の各号（特定樹林帯区域内の土地にあつては、第二号及び第三号）に掲げる行為については、同項の許可を要しない。

一 工作物の新築若しくは改築のためにする土地の掘削又は工作物の除却のためにする土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの

二 竹木の栽植

三 通常の管理行為で政令で定めるもの

4 河川管理者は、河川区域内の土地における土地の掘削、盛土又は切土により河川管理施設又は許可工作物が損傷し、河川管理上著しい支障が生ずると認められる場合においては、当該河川管理施設又は許可工作物の存する敷地を含む一定の河川区域内の土地については、第一項の許可をし、又は第五十八条の十二、第九十五条若しくは第九十九条第二項の規定による協議に応じなければならない。

5 河川管理者は、前項の区域については、国土交通省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。

6 前条第三項の規定は、高規格堤防特別区域内の土地における土地の掘削又は切土について第一項の許可の申請又は第五十八条の十二、第九十五条若しくは第九十九条第二項の規定による協議があつた場合に準用する。

（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可）

第二十九条 第二十三条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

2 二級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の条例で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

（許可工作物の使用制限）

第三十条 第二十六条第一項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、同項に規定する者は、当該工作物の工事の完成前においても、河川管理者の承認を受けて、当該工作物の一部を使用することができる。

(原状回復命令等)

第三十一条 第二十六条第一項の許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を廃止したときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

2 河川管理者は、前項の届出があつた場合において、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。

(流水占用料等の徴収等)

第三十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は第二十三条の二の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)を徴収することができる。

2・3 (略)

4 国土交通大臣又は指定都市の長は、第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は第二十三条の二の登録をしたときは、速やかに、当該許可又は登録に係る事項を当該許可又は登録に係る河川の存する都道府県を統括する都道府県知事に通知しなければならない。当該許可又は登録について第七十五条の規定による処分をしたときも、同様とする。

(許可に基づく地位の承継)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、河川管理者にその旨を届け出なければならない。

(権利の譲渡)

第三十四条 第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は第二十三条の二の登録に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2 前項に規定する許可又は登録に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可又は登録に基づく地位を承継する。

3 第二十三条の三及び第二十三条の四の規定は、第一項に規定する登録に係る同項の承認について準用する。

(関係地方公共団体の長の意見の聴取)

第三十六条 (略)

2 (略)

- 3 指定都市の長は、水利使用に関し、第九条第五項の規定により行うものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 4・5 (略)

(水利使用の申請があつた場合の通知)

第三十八条 河川管理者は、水利使用に関し第二十三条の許可又は第二十六条第一項の許可(第二十三条の二の登録の対象となる流水の占有に係る水利使用に関する許可を除く。)の申請があつた場合においては、当該申請が却下すべきものである場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、申請者の氏名、水利使用の目的その他国土交通省令で定める事項を第二十三条及び第二十四条から第二十九条までの規定による許可を受けた者並びに政令で定める河川に関し権利を有する者(以下「関係河川使用者」と総称する。)に通知しなければならない。ただし、当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者及び当該水利使用を行うことについて同意をした者については、この限りでない。

(関係河川使用者の意見の申出)

第三十九条 前条の通知があつたときは、関係河川使用者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者に対し、当該水利使用によりその者が受ける損失を明らかにして、当該水利使用について意見を申し出ることができる。

(申出をした関係河川使用者がある場合の水利使用の許可の要件)

第四十条 河川管理者は、水利使用に関し第二十三条又は第二十六条第一項の許可をしようとする場合において、前条の申出をした関係河川使用者で当該申請に係る水利使用により損失を受けるものがあるときは、当該水利使用を行うことについて当該関係河川使用者のすべての同意がある場合を除き、次の各号の一に該当する場合でなければ、その許可をしてはならない。

- 一 当該水利使用に係る事業が関係河川使用者の当該河川の使用に係る事業に比し公益性が著しく大きい場合
- 二 損失を防止するために必要な施設(以下「損失防止施設」という。)を設置すれば関係河川使用者の当該河川の使用に係る事業の実施に支障がないと認められる場合
- 2 国土交通大臣は、前項第一号に該当するものとして水利使用に関し第二十三条又は第二十六条第一項の許可をしようとする場合においては、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

(損失の補償の協議等)

第四十二条 前条の規定による損失の補償で関係河川使用者に係るものについては、水利使用の許可を受けた者と関係河川使用者とが協議しなければならぬ。

- 2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、当事者は、政令で定めるところにより、河川管理者の裁定を求めることができる。
- 3 河川管理者は、前項の裁定をする場合において、損失の補償として、損失防止施設を設置すべき旨の河川使用者の要求があり、かつ、水利使用の許可を受けた者の意見をきいてその要求を相当と認めるときは、損失防止施設の機能、規模、構造、設置場所等を定めて、当該水利使用の許可を受けた者が損失防止施設を設置すべき旨の裁定をすることができる。
- 4 河川管理者は、第二項の裁定をしようとする場合においては、あらかじめ、関係河川使用者が当該河川の使用を行なう土地の所在する都道府県の収用委員会の意見をきかなければならない。
- 5 第二項の裁定に不服がある者は、その裁定があつた日から六十日以内に、訴えをもつてその変更を請求することができる。
- 6 前項の訴えにおいては、当事者の他の一方を被告としなければならぬ。
- 7 第五項の規定による訴えの提起は、水利使用及び当該水利使用に係る事業の実施を妨げない。

(流水の貯留又は取水の制限)

第四十三条 水利使用の許可を受けた者は、第三十九条の申出をした関係河川使用者に係る前条第一項の協議又は同条第二項の裁定に係る損失を補償した後（損失の補償が損失防止施設の設置に係るものであるときは、当該施設を設置し、かつ、河川管理者の確認を得た後）でなければ、流水を貯留し、又は取水してはならない。ただし、第三十九条の申出をした関係河川使用者の受ける損失であつて河川管理者が当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でなければその程度を確定することができない旨の決定をし、若しくは当該水利使用の許可に係る工作物が完成しなければ当該損失防止施設を設置することができないことその他当該損失防止施設の種類、構造等について特別の事情があることにより、損失防止施設の設置の時期について当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でよい旨の決定をしたもの又は当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水につき同意をした関係河川使用者の受ける損失については、この限りでない。

- 2 前項の場合において、次の各号の一に該当するときは、水利使用の許可を受けた者は、補償金を供託することができる。
  - 一 補償金を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又は補償金を受領することができないとき。
  - 二 水利使用の許可を受けた者が過失がなくて補償金を受けるべき者を確知することができないとき。
  - 三 水利使用の許可を受けた者が河川管理者の裁定した補償金額に対して不服があるとき。
  - 四 水利使用の許可を受けた者が差押え又は仮差押えにより補償金の払渡しを禁じられたとき。
- 3 前項第三号の場合において補償金を受けるべき者の請求があるときは、水利使用の許可を受けた者は、自己の見積金額を払い渡し、裁定による補償金額との差額を供託しなければならない。
- 4 第二項の規定による供託は、水利使用を行なう土地のもよりの供託所にしなければならない。
- 5 水利使用の許可を受けた者は、第二項に規定する供託をしたときは、遅滞なく、その旨を補償金を取得すべき者に通知しなければならない。
- 6 水利使用の許可を受けた者は、第二項に規定する供託をしたときは、遅滞なく、供託物受入の記載ある供託書の写しを添付して、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

(河川の従前の機能の維持)

第四十四条 ダム(河川の流水を貯留し、又は取水するため第二十六条第一項の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが十メートル以上のものをいう。以下同じ。)で政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの設置により河川の状態が変化し、洪水時における従前の当該河川の機能が減殺されることとなる場合においては、河川管理者の指示に従い、当該機能を維持するために必要な施設を設け、又はこれに代わるべき措置をとらなければならない。

2 前項の河川管理者の指示の基準は、政令で定める。

(ダムの操作状況の通報等)

第四十六条 前条のダムの設置者は、洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、政令で定めるところにより、同条の規定による観測の結果及び当該ダムの操作の状況を河川管理者及び関係都道府県知事に通報しなければならない。

2 (略)

(ダムの操作規程)

第四十七条 ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2(3) (略)

4 河川管理者は、当該ダムに関する工事又は河川の状態の変化その他当該河川に関する特別の事情により、当該操作規程によつては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、当該操作規程の変更を命ずることができる。

(記録の作成等)

第四十九条 ダムを設置する者は、国土交通省令で定めるところにより、洪水時におけるダムの操作に関する記録を作成し、これを保管するとともに、河川管理者からその提出を求められたときは、遅滞なく、これを河川管理者に提出しなければならない。

(管理主任技術者の設置)

第五十条 (略)

2 ダムを設置する者は、前項の規定により管理主任技術者を選任したときは、当該管理主任技術者につき、国土交通省令で定める事項を河川管理者に届け出なければならない。

(渇水時における水利使用の特例)

第五十三条の二 水利使用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となった他の水利使用者に対して、当

該異常な濁水が解消するまでの間に限り、自己が受けた第二十三条及び第二十四条の許可に基づく水利使用の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の承認に係る水利使用を行わないこととなつた場合においては、当該承認を受けた者は、遅滞なく、河川管理者にその旨を届け出なければならぬ。

3 河川管理者は、前項の規定による届出があつた場合又は第一項に規定する他の水利使用者の許可に係る水利使用が困難でなくなつた場合においては、同項の承認を取り消さなければならない。

(河川保全区域における行為の制限)

第五十五条 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

二 工作物の新築又は改築

2 第三十三条の規定は、相続人、合併又は分割により設立される法人その他の前項の許可を受けた者の一般承継人(分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地(以下この項において「許可に係る土地等」という。)を承継する法人に限る。)、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。

(河川予定地における行為の制限)

第五十七条 河川予定地において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

二 工作物の新築又は改築

2 河川管理者は、前項の規定による制限により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 第二十二條第四項及び第五項の規定は前項の規定による損失の補償について、第三十三條の規定は相続人、合併又は分割により設立される法人その他の第一項の許可を受けた者の一般承継人(分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地(以下この項において「許可に係る土地等」という。))を承継する法人に限る。)、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について、準用する。

(河川保全立体区域における行為の制限)

第五十八条の四 河川保全立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

一 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

二 工作物の新築、改築又は除却

三 載荷重が一平方メートルにつき政令で定める重量以上の土石その他の物件の集積

2 第三十三条の規定は、相続人、合併又は分割により設立される法人その他の前項の許可を受けた者の一般承継人(分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地(以下この項において「許可に係る土地等」という。))を承継する法人に限る。)、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。

(河川予定立体区域における行為の制限)

第五十八条の六 河川予定立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

一 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為

二 工作物の新築又は改築

2 河川管理者は、前項の規定による制限により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 第二十二条第四項及び第五項の規定は前項の規定による損失の補償について、第三十三条の規定は相続人、合併又は分割により設立される法人その他の第一項の許可を受けた者の一般承継人(分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地(以下この項において「許可に係る土地等」という。))を承継する法人に限る。)、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について、準用する。

(河川管理者の監督処分)

第七十五条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によつて与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却(第二十四条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。)、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物（除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。）若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者
  - 二 この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
  - 三 詐欺その他不正な手段により、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可又は承認を受けた者
- 2 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができ、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可又は承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。
    - 一 許可又は承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があつたとき。
    - 二 許可又は承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があつたとき。
    - 三 洪水、津波、高潮その他の天然現象により河川の状態が変化したことにより、許可又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生ずることとなつたとき。
    - 四 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。
    - 五 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。
  - 3 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく、当該措置を命ぜらるべき者を確知することができないときは、河川管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。
  - 4 河川管理者は、前項の規定により工作物を除却し、又は除却させたときは、当該工作物を保管しなければならない。
  - 5 河川管理者は、前項の規定により工作物を保管したときは、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該工作物を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。
  - 6 河川管理者は、第四項の規定により保管した工作物が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該工作物を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該工作物の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物を売却し、その売却した代金を保管することができる。
  - 7 河川管理者は、前項の規定による工作物の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工作物を廃棄することができる。
  - 8 第六項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

- 9 第三項から第六項までに規定する工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物の返還を受けるべき所有者等その他の第三項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。
- 10 第五項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第四項の規定により保管した工作物（第六項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物の所有権は、国土交通大臣が保管する工作物にあつては国、都道府県知事が保管する工作物にあつては当該都道府県知事が統括する都道府県に帰属する。

（監督処分に伴う損失の補償等）

- 第七十六条 河川管理者は、前条第二項第四号又は第五号に該当することにより同項の規定による処分をした場合において、当該処分により損失を受けた者があるときは、その者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。ただし、水利使用に関し第二十三条若しくは第二十六条第一項の許可又は第二十三条の二の登録を受けた者が、第四十一条の規定によりその損失を補償する場合は、この限りでない。
- 2 第二十二條第四項及び第五項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。
- 3 河川管理者は、第一項の規定により河川管理者が補償すべき損失が、前条第二項第五号に該当するものとして同項の規定による処分があつたことによるものである場合においては、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

（河川監理員）

- 第七十七条 河川管理者は、その職員のうちから河川監理員を命じ、第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第三十条、第三十一条第二項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項若しくは第五十八条の六第一項の規定若しくは第二十八条若しくは第二十九条の規定に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分を違反している者（第七十五条第一項若しくは第二項の規定による処分又は第九十条第一項の規定による条件に違反している者を含む。）に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を指示する権限を行わせることができる。

2・3 （略）

（許可を受けた者等からの報告の徴収及び立入検査）

- 第七十八条 国土交通大臣又は河川管理者は、この法律を施行するため必要がある場合においては、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定により許可若しくは承認を受けた者から河川管理上必要な報告を徴し、又はこの法律による権限を行うため必要な限度において、その職員に当該許可若しくは承認に係る工事その他の行為に係る場所若しくは当該許可若しくは承認を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、工事その他の行為の状況又は工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2・3 （略）

（国土交通大臣の認可等）

第七十九条 都道府県知事は、第九条第二項の規定により行うものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、その管理する二級河川について、第一号又は第四号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得、第二号又は第三号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。

一 河川整備基本方針又は河川整備計画を定め、又は変更しようとする場合

二 河川工事で政令で定めるものを行おうとする場合

三 第十六条の三第一項の河川工事で政令で定めるものにつき、同項の規定による協議に応じようとする場合

四 政令で定める水利使用に関し、第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項、第二十九条若しくは第三十四条第一項の規定による処分又はこれらの処分に係る第七十五条の処分をしようとする場合

(許可等を受けたものとみなされる者の届出)

第八十八条 前条に規定する指定があつた場合においては、同条の規定により、第二十三条若しくは第二十四条から第二十七条までの許可又は第二十三条の二の登録を受けたものとみなされる者で政令で定めるものは、河川管理者に対し、政令で定めるところにより、必要な事項を届け出なければならない。

(許可等の条件)

第九十条 河川管理者は、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可又は承認には、必要な条件を付することができる。

2 (略)

(この法律の規定を準用する河川)

第百条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十三条第二項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と読み替えるものとする。

2 (略)

○河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)(抄)

(都道府県知事又は指定都市の長による指定区間内の一級河川の管理)

第二条 法第九条第二項の規定により、指定区間内の一級河川について、都道府県知事が行うこととされる管理は、次に掲げるもの以外のものと

する。

一・二 (略)

三 水利使用で次に掲げるもの（以下「特定水利使用」という。）に関し、法第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項、第三十四条第一項及び第五十三条の二の規定による権限を行うこと。

イ 出力が最大千キロワット以上の発電のためにするもの。ただし、当該発電が、法第二十三条の許可を受けた当該発電以外のためにする水利使用のために取水した流水のみを利用するものである場合を除く。

ロ・二 (略)

ホ イからニまでに掲げる水利使用であつて法第二十三条の許可を受けたもののために取水した流水のみを利用する発電のためにするもの

四 特定水利使用に関し、法第二十七条第一項、第三十条、第三十一条、第三十三条第三項（法第五十五条第二項、第五十七条第三項、第五十八条の四第二項及び第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）、第三十八条、第三十九条、第四十二条第二項、第四十三条第一項及び第六項、第四十四条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項及び第四項、第四十九条、第五十条第二項、第五十五条第一項、第五十七条第一項及び第二項、第五十八条の四第一項、第五十八条の六第一項及び第二項、第七十五条、第七十六条、第七十七条第一項、第七十八条第一項並びに第九十条第一項の規定による権限を行うこと。

五 特定水利使用に関し、法第二十三条、第二十四条又は第二十六条第一項の許可を与えるため必要な特定水利使用以外の水利使用に関する法第二十三条から第二十七条までの許可の取消しその他の当該許可に係る法第七十五条の規定による処分を行うこと。

六・七 (略)

2・3 (略)

(水利台帳)

第六条 水利台帳の調書には、一の水利使用ごとに、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる事項について記載をするものとする。

一〜三 (略)

四 許可水量

五 許可期間

六〜八 (略)

2 (略)

(河川の産出物)

第十五条 法第二十五条の河川の産出物で政令で指定するものは、竹木、あし、かやその他これらに類するもので河川管理者が指定するものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、

又は廃止するときも、同様とする。

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止)

第十六条の四 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 河川区域内の土地(高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第十六条の八第一項各号において同じ。)に土石(砂を含む。以下同じ。)又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

三 (略)

2 第十五条第二項の規定は、前項第三号の規定による指定について準用する。

(流水占用料等の額の基準等)

第十八条 (略)

2 法第三十二条第一項の流水占用料等の徴収に関しては、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 流水の占用等を行うことができる期間が、当該流水の占用等に係る法第二十三条から第二十五条までの許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を徴収すること。

二 法第二十三条から第二十五条までの許可について、許可を受けた者の申請に基づき、又は法第七十五条第二項の規定による処分により、流水の占用等を行うことができる期間その他流水占用料等の額の算出の基礎となつた事項に変更があつたときは、その額を変更するものとし、既に納めた流水占用料等の額が当該変更後の額をこえるときは、そのこえる額の流水占用料等は返還すること。

三 二以上の都府県の区域にわたつて行なわれる水利使用については、当該都府県を統轄する都府県知事があらかじめ協議して、それぞれその徴収すべき流水占用料等の額を定めること。

(関係都道府県知事の意見を聴かなければならない一級河川の管理)

第二十条の二 法第三十六条第三項の一級河川の管理で政令で定めるものは、特定水利使用以外の水利使用で次に掲げるものに関する法第二十三条又は第二十六条第一項の規定による処分とする。

一 出力が最大二百キロワット以上の発電のためにするもの。ただし、当該発電が、法第二十三条の許可を受けた当該発電以外のためにする水利使用のために取水した流水のみを利用する場合を除く。

二(四) (略)

五 前各号に掲げる水利使用であつて法第二十三条の許可を受けたもののために取水した流水のみを利用する発電のためにするもの

(流水占用料等の帰属等の特例)

第四十三条 (略)

2 国土交通大臣が指定区間外及び特別指定区間内の一級河川について行なう法第二十三条から第二十五条までの許可及び当該許可に係る法第七十五条の規定による処分については、法第三十二条第四項の規定は、適用しない。

3 道知事は、特別指定区間内の一級河川及び指定河川について法第二十三条から第二十五条までの許可をしたときは、すみやかに、当該許可に係る事項を国土交通大臣に通知しなければならない。当該許可について法第七十五条の規定による処分をしたときも、同様とする。

(国土交通大臣の認可)

第四十五条 法第七十九条第一項の一級河川の管理で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 特定水利使用以外の水利使用で第二十条の二各号に掲げるものに関する法第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項若しくは第三十四条第一項の規定による処分又はこれらの処分に係る法第七十五条の規定による処分

五・六 (略)

(河川管理者への届出)

第四十八条 法第八十八条の政令で定めるものは、法第二十三条の許可を受けたものとみなされる者とする。

2 (略)

(権限の委任)

第五十三条 法及びこの政令に規定する河川管理者である国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第九条第二項又は第五項の規定により、指定区間内の一級河川について、都道府県知事又は指定都市の長が行うこととされる管理については、この限りでない。

一 (略)

二 特定水利使用(国土交通省令で定めるものに限る。)に関する法第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第三十条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十条第二項、第四十二条第二項、第四十三条第一項及び第六項、第四十四条第一項、第四十七条第一項及び第四項、第五十五条第一項、第五十七条第一項及び第二項、第五十八条の四第一項、第五十八条の六第一項及び第二項、第七十五条並びに第七十六条の規定による権限

三・四 (略)

2 前項に規定するもののほか、法に規定する河川管理者である国土交通大臣の権限のうち、前項第二号に規定する特定水利使用に関する次に掲げるものであつて、これらの権限以外の法及びこの政令に規定する河川管理者である国土交通大臣の権限に基づく処分を要する行為を伴わない

行為に係るものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一 法第二十三条の規定による処分、流水の占有の場所の変更又は許可の期間の更新のみに係るもの（許可の期間の更新に係るものにあつては、当該許可に係る流水の占有を行っていない者に係るものを除く。）を行うこと。

二 五（略）

3（略）

第五十九条 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第十六条の四第一項の規定に違反して、河川区域内の土地に土石又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てた者

三（略）

○特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「多目的ダム」とは、国土交通大臣が河川法第九条第一項の規定により自ら新築するダムで、これによる流水の貯留を利用して流水が発電、水道又は工業用水道之用（以下「特定用途」という。）に供されるものをいい、余水路、副ダムその他ダムと一体となつてその効用を全うする施設又は工作物（もつぱら特定用途に供されるものを除く。）を含むものとする。

2（略）

（基本計画）

第四条 国土交通大臣は、多目的ダムを新築しようとするときは、その建設に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しなければならない。

2 5（略）

（受益者負担金）

第九条 多目的ダムの建設によつて著しく利益を受ける者がある場合において、その者が流水を政令で定める用途に供する者であるときは国土交通大臣、その他の者であるときは都道府県知事は、その利益を受ける限度において、多目的ダムの建設に要する費用の一部を負担させることができる。

2（略）

○特定多目的ダム法施行令（昭和三十二年政令第百八十八号）（抄）

(妥当投資額)

第六条 第二条第一項第二号及び第三条第一項に規定する妥当投資額は、多目的ダムの建設の目的である各用途について、多目的ダム及び多目的ダムの関連施設が有する効用を金銭に見積つたものから当該用途のため多目的ダム及び多目的ダムの関連施設の運転及び管理等に要する推定の費用の額を控除した金額を、利子率、耐用年数及び当該用途が発電以外のものである場合において、多目的ダムの関連施設に固定資産税が課せられるときは、その固定資産税率を勘案し、多目的ダムの関連施設について国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）の規定の適用があるときは、同法第三条第一項の率を勘案し、当該用途が発電である場合において、多目的ダムの関連施設に固定資産税が課せられるときは、その固定資産税率と同項の率とを勘案し、多目的ダムの関連施設について同法の規定の適用があるときは、同項の率の十分の五の率を勘案して、それぞれ、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める率で除して得た金額とする。ただし、多目的ダム及び多目的ダムの関連施設の設置の完了前にその設置に要する費用に充てる資金について支払わなければならない利息がある場合においては、その金額を国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める建設利息の率に一を加えた数でさらに除して得た金額とする。

(負担金の徴収を受ける者の範囲)

第十一条の二 法第九条第一項の規定により国土交通大臣が負担金を徴収する場合における同条同項の負担金（以下この条から第十一条の五までにおいて「負担金」という。）の徴収を受ける者は、当該多目的ダムの基本計画の作成の公示の日又は同日後当該多目的ダムの建設の完了の公示の日までの間において、当該多目的ダムの建設される河川（当該河川の流水の流入により流量の増加する他の河川を含む。）の流水を利用して発電事業を営むことについて、河川法第二十三条の規定による許可を受けている者で、当該多目的ダムの建設により当該発電事業に係る発電所の出力及び電力量の増加による利益を受けることが基本計画により明らかであるものであり、かつ、当該利益について次の要件を備えるものとする。

- 一 第六条に規定する妥当投資額を算出する方法を基準として国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により当該利益を金銭に見積つた額（以下「受益額」という。）が、基本計画の作成の際公示された当該多目的ダムの建設に要する費用の額に千分の一を乗じた額を超えるものであること。
- 二 当該利益に係る発電事業を営むことについて、河川法第二十三条の規定による許可を受けていること又は受ける見込みが十分であること。

○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

（沖縄の河川に係る特例）

第一百七条（略）

2（略）

3 国土交通大臣は、第一項の規定により二級河川の改良工事、維持又は修繕を行う場合においては、政令で定めるところにより、沖縄県知事に代わってその権限を行うものとする。

4・5（略）

- 6 第一項の規定により国土交通大臣が自ら新築するダムについては、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項中「河川法第九条第一項」とあるのは「沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七十条第一項」と、同法第八条中「河川法第六十条第一項」とあるのは「沖繩振興特別措置法第七十条第五項」と、「同法第六十条第一項に定める都道府県の負担割合」とあるのは「一から同法第七十条第四項の政令で定める国の負担割合を控除した割合」と読み替えて、同法の規定を適用する。
- 7・9（略）

○沖繩振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）（抄）  
（二級河川に係る直轄工事等）

第三十四条（略）

- 2 国土交通大臣は、法第七十条第七項の規定によりダムの管理を行おうとするときは、あらかじめ、当該ダムの位置及び名称並びに管理の開始の日を告示しなければならない。管理を終了しようとするときも、管理の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。
- 3 法第七十条第三項の規定により国土交通大臣が沖繩県知事に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

一（略）

二 法第七十条第六項の規定により特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）が適用される多目的ダムに係る次に掲げる権限

イ 多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途（特定多目的ダム法第二条第一項に規定する特定用途をいう。）に供するため、又は多目的ダムによる流水の貯留量を増加させ、若しくは多目的ダムによって貯留される流水と併せて他の流水を同一の特定用途に供するため必要な流水若しくは河川区域内の土地の占用又は工作物の新築、改築若しくは除却に関する河川法第二十三条から第二十七条まで若しくは第二十九条又は第三十四条の規定による許可又は承認

ロ イの許可又は承認（基本計画（特定多目的ダム法第四条第一項に規定する基本計画をいう。以下同じ。）の作成の公示前にされた許可又は承認を含む。）を受けた者に対する河川法第七十五条の規定による処分

ハ（略）

4（略）

- 5 第三項第二号の規定により国土交通大臣の行う処分及び当該処分に係るダムその他の工作物に関しては、河川法第三十条、第三十三条第三項、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条から第四十四条までの規定中「河川管理者」とあるのは、「国土交通大臣」とする。

6（略）

- 7 国土交通大臣は、法第七十条第三項の規定により、沖繩県知事に代わって第三項第二号に掲げる権限のうち河川法第二十三条から第二十五条までの規定による許可及び当該許可に係る同法第七十五条の規定による処分を行ったときは、遅滞なく、その旨を沖繩県知事に通知しなければならない。

8・9（略）

○構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（抄）

（構造改革特別区域計画の認定）

第四条（略）

2～6（略）

7 第一項の規定による認定の申請には、第四項の規定により聴いた実施主体及び関係市町村の意見の概要（第五項の提案を踏まえた構造改革特別区域計画についての認定の申請をする場合にあっては、当該意見及び当該提案の概要）を添付しなければならない。

8～12（略）

（認定構造改革特別区域計画の変更）

第六条（略）

2 第四条第四項から第十二項まで及び前条の規定は、前項の規定による認定構造改革特別区域計画の変更について準用する。

（措置の要求）

第八条（略）

2 関係行政機関の長は、認定構造改革特別区域計画に係る規制の特例措置の適正な適用のため必要があると認めるときは、認定を受けた地方公共団体に対し、当該規制の特例措置の適用に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

（医療法等の特例）

第十八条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における医療の需要の動向その他の事情からみて、医療保険各法（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）をいう。第八項において同じ。）による療養の給付並びに被保険者、組合員又は加入者及び被扶養者の療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費に係る療養に該当しないものであって、放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置による画像診断その他の厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療（以下この条において「高度医療」という。）の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる要件の全てに適合すると認めるときは、都道府県知事（診療所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）は、同条第五項の規定にかかわらず、同条第一項の許可を与えるものとする。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員その他の事項が、当該申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

三 (略)

2 前項の規定により医療法第七条第一項の許可を受けて株式会社が開設する病院又は診療所に対する同法第七条第二項及び第四項並びに第二十九條第一項の規定の適用については、同法第七条第二項中「病床数」とあるのは「病床数、提供する高度医療（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十八条第一項の規定に係る同項に規定する高度医療をいう。）の範囲」と、同法第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「要件」とあるのは「要件並びに構造改革特別区域法第十八条第一項第二号に掲げる要件」と、同法第二十九條第一項中「場合においては」とあるのは「場合、構造改革特別区域法第十八条第一項の規定により第七条第一項の許可を受けた株式会社が開設する病院若しくは診療所の提供する医療が同法第十八条第一項に規定する高度医療に該当しなくなつたと認めて厚生労働大臣が同法第八条第二項の規定により必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらずなお適切な措置が講じられなかつた場合において当該病院若しくは診療所の業務を継続することが適当でない」と認めるとき、又は同法第十八条第一項第二号に掲げる要件に適合しなくなつたと認める場合は」とする。

3 (略)

(酒税法の特例)

第二十八条 (略)

2・3 (略)

4 第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合、同項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定農業者でなくなつた場合又は同項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者が前項の規定に違反した場合には、税務署長は、第一項各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。

5 (略)

第二十八条の二 (略)

2 (略)

3 第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合又は同項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定事業者でなくなつた場合には、税務署長は、同項各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。

4 (略)

(河川法及び電気事業法の特例等)

第三十一条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条、第二十四条又は

第二十六条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による許可（以下この条において「河川法第二十三条等の許可」という。）を受けた水利使用（流水の占用又は同法第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下この条において同じ。）のために取水した流水のみを利用する水力発電事業（以下この条及び別表第二十一号において「特定水力発電事業」という。）を実施し又はその実施を促進することが、環境に配慮した地域の活性化を図るため必要であると認めて、次に掲げるところにより内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る特定水力発電事業については、第七項から第十三項までの規定を適用する。

一 当該認定の申請に、第四条第七項（第六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する意見の概要のほか、次に掲げる事項を記載した書面を添付するものであること。

イ 当該特定水力発電事業に係る水利使用に関する計画（国土交通省令で定める事項が定められたものに限る。以下この条において「特定水利使用計画」という。）

ロ 当該特定水力発電事業が利用する流水に係る河川法第二十三条等の許可を受けた水利使用の内容（国土交通省令で定める事項が記載されたものに限る。）

ハ 次号の規定による協議の概要

二 （略）

2 6 （略）

7 国土交通大臣は、一級河川の特定水力発電事業に係る水利使用（第一項の認定を受けた構造改革特別区域計画に係る特定水利使用計画に定められた水利使用と同一の内容のものに限る。以下この条において「特定発電水利使用」という。）に関し河川法第二十三条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第三十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する関係行政機関の長に協議することを要しない。

8 （略）

9 河川管理者は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条又は第二十六条第一項の許可の申請があったときは、同法第三十八条の規定にかかわらず、協議会を構成する者であつて当該協議会において当該特定発電水利使用に係る特定水利使用計画について同意したものに対しては、同条に規定する通知をすることを要しない。

10 3 13 （略）

○構造改革特別区域法施行令（平成十五政令第七十八号）（抄）

（準用河川の特定発電水利使用に関する河川法の特例）

第五条 法第三十一条第九項の規定は、準用河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第百条第一項に規定する準用河川をいう。）の特定発電水利使用（法第三十一条第七項に規定する特定発電水利使用をいう。）に関し河川法第百条第一項において準用する同法第二十三条又は第二十六条第一項の許可の申請があつた場合について準用する。この場合において、法第三十一条第九項中「第三十八条」とあるのは、「第百条

第一項において準用する同法第三十八条」と読み替えるものとする。

(農業改良助長法施行令の特例)

第六条 都道府県が、その設定する構造改革特別区域において、農業関連事業普及指導員任用事業(当該構造改革特別区域における農業関連事業(農産物の加工又は販売の事業その他農業に関連する事業をいう。以下この条において同じ。))について識見を有する普及指導員(農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)第八条第一項の普及指導員をいう。以下この条において同じ。))の数が当該構造改革特別区域内において農業関連事業を行う農業者の数に比して少ないと認められるときに、次の各号のいずれにも該当する者を普及指導員に任用する事業をいう。)

(一) を実施することにより、当該構造改革特別区域内の農業者による農業関連事業の実施を通じて農業経営の改善に資するものと認めて法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定(法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下「認定」という。)を申請し、その認定を受けるときは、当該認定の日以後は、当該都道府県の知事が普及指導員の任用を行う場合における農業改良助長法第九条の政令で定める資格を有する者は、農業改良助長法施行令(昭和二十七年政令第四百四十八号)第三条に規定する者のほか、当該各号のいずれにも該当する者とする。

一 農業関連事業について識見を有する者としての農林水産大臣が定める基準を満たす者

二 当該都道府県の知事が、農林水産省令で定める方法により、当該構造改革特別区域内において農業改良助長法第八条第二項各号に掲げる事務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認める者

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の特例)

第七条 市町村が、その設定する構造改革特別区域において、地中空間(地中にある空間をいい、当該空間の周辺の土地が、自重、水圧及び土圧並びに地震等による振動及び衝撃に耐えることができるものであることその他環境省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において同じ。)を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業(溶融一般廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号。以下この条において「廃棄物処理法」という。))第二条第二項に規定する一般廃棄物のうち、環境大臣が定めるところにより溶融加工したものをいう。以下この条において同じ。))の埋立処分を行う事業をいう。))を実施することについて、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該市町村又は当該市町村の長から廃棄物処理法第七条第六項の許可を受けた者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第三条第三号イ(一)の規定にかかわらず、地中空間を利用して溶融一般廃棄物の埋立処分を行うことができる。

○総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)(抄)

(国際戦略総合特別区域の指定)

第八条 (略)

2(略)

9 内閣総理大臣は、指定を受けた地方公共団体(以下この章において「指定地方公共団体」という。))の申請に基づき、国際戦略総合特別区域

の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、第五項から前項までの規定は国際戦略総合特別区域の指定の解除について、前各項の規定はその区域の変更について、それぞれ準用する。

10 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、国際戦略総合特別区域の指定を受けた区域の全部又は一部が第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、指定地方公共団体の意見を聴いて、当該国際戦略総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第七項及び第八項の規定を準用する。

(国際戦略総合特別区域計画の認定)

第十二条 (略)

257 (略)

8 第一項の規定による認定の申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 第四項の規定により聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要

二 第五項の提案を踏まえた国際戦略総合特別区域計画についての認定の申請をする場合にあつては、当該提案の概要

三 前項の規定による協議をした場合にあつては、当該協議の概要

913 (略)

(認定国際戦略総合特別区域計画の変更)

第十四条 認定を受けた指定地方公共団体は、認定を受けた国際戦略総合特別区域計画（以下「認定国際戦略総合特別区域計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第十二条第四項から第十三項まで及び前条の規定は、前項の認定国際戦略総合特別区域計画の変更について準用する。

(構造改革特別区域法の特定事業)

第十四条の二 指定地方公共団体は、国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化を図るために必要と認めるときは、国際戦略総合特別区域計画に、次に掲げる事項を定めることができる。

一 国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第二項に規定する特定事業（以下この条及び第三十七条の二において「特定事業」という。）の内容、実施主体及び開始の日に関する事項

二 前号に規定する特定事業ごとの構造改革特別区域法第四章の規定による規制の特例措置の内容

三 指定地方公共団体が第一号に規定する特定事業を実施し又はその実施を促進しようとする区域（第三項において「特定事業実施区域」という。）の範囲

2 (略)

3 前項の規定により読み替えて適用される第十二条第十項の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画（第一項各号に掲げる事項を定めた部分に

限るものとし、前条第一項の変更の認定を受けたものを含む。次項において同じ。）については、第十二条第十項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を構造改革特別区域法第四条第九項の認定（同法第六条第一項の変更の認定を含む。）と、第十二条第十項の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画（前条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの）を同法第四条第九項の認定を受けた構造改革特別区域計画（同法第六条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの）と、特定事業実施区域を同法第二条第一項の構造改革特別区域と、第八条第九項又は第十項の規定により同条第一項の国際戦略総合特別区域の指定が解除された場合及び第十七条第一項の規定により第十二条第十項の認定が取り消された場合を同法第九条第一項の規定により認定が取り消された場合とみなして、同法第四章の規定を適用する。

4 5 6 (略)

(措置の要求)

第十六条 (略)

2 関係行政機関の長は、認定国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該特定国際戦略事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(地域活性化総合特別区域の指定)

第三十一条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体が単独で又は共同して行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であつて次に掲げる基準に適合するものについて、地域活性化総合特別区域として指定することができる。

- 一 総合特別区域基本方針に適合すること。
- 二 当該区域において地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること。

2 5 8 (略)

9 内閣総理大臣は、指定を受けた地方公共団体（以下この章において「指定地方公共団体」という。）の申請に基づき、地域活性化総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、第五項から前項までの規定は地域活性化総合特別区域の指定の解除について、前各項の規定はその区域の変更について、それぞれ準用する。

10 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、地域活性化総合特別区域の指定を受けた区域の全部又は一部が第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、指定地方公共団体の意見を聴いて、当該地域活性化総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第七項及び第八項の規定を準用する。

(地域活性化総合特別区域計画の認定)

第三十五条 (略)

2 5 7 (略)

8 第一項の規定による認定の申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 第四項の規定により聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要

二・三 (略)

9 5 6 (略)

(認定地域活性化総合特別区域計画の変更)

第三十七条 認定を受けた指定地方公共団体は、認定を受けた地域活性化総合特別区域計画（以下「認定地域活性化総合特別区域計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第三十五条第四項から第十三項まで及び前条の規定は、前項の認定地域活性化総合特別区域計画の変更について準用する。

(構造改革特別区域法の特定事業)

第三十七条の二 指定地方公共団体は、地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るために必要と認めるときは、地域活性化総合特別区域計画に、次に掲げる事項を定めることができる。

一 地域活性化総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日に関する事項

二 前号に規定する特定事業ごとの構造改革特別区域法第四章の規定による規制の特例措置の内容

三 指定地方公共団体が第一号に規定する特定事業を実施し又はその実施を促進しようとする区域（第三項において「特定事業実施区域」という。）の範囲

2 (略)

3 前項の規定により読み替えて適用される第三十五条第十項の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画（第一項各号に掲げる事項を定めた部分に限るものとし、前条第一項の変更の認定を受けたものを含む。次項において同じ。）については、第三十五条第十項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を構造改革特別区域法第四条第九項の認定（同法第六条第一項の変更の認定を含む。）と、第三十五条第十項の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画（前条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの）を同法第四条第九項の認定を受けた構造改革特別区域計画（同法第六条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの）と、特定事業実施区域を同法第二条第一項の構造改革特別区域と、第三十一条第九項又は第十項の規定により同条第一項の地域活性化総合特別区域の指定が解除された場合及び第四十条第一項の規定により第三十五条第十項の認定が取り消された場合を同法第九条第一項の規定により認定が取り消された場合とみなして、同法第四章の規定を適用する。

4 5 6 (略)

(措置の要求)

第三十九条 (略)

2 関係行政機関の長は、認定地域活性化総合特別区域計画に定められた特定地域活性化事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該特定地域活性化事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

○総合特別区域法施行令（平成二十三年政令第二百四十二号）（抄）

（法第十四条の二第一項各号に掲げる事項を記載した国際戦略総合特別区域計画について構造改革特別区域法を適用する場合の読替え）

第三条 法第十四条の二第三項の規定により構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第四章の規定を適用する場合には、同法第十八条第二項中「同法第八条第二項」とあるのは「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十六条第二項」とあるのは「又は構造改革特別区域法」と、同法第二十八条第四項中「場合、同項」とあるのは「場合、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項若しくは第十項の規定により国際戦略総合特別区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域（同法第十四条の二第一項第三号に規定する特定事業実施区域をいう。次条第三項において同じ。）内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第十四条第一項の規定による認定国際戦略総合特別区域計画の変更（特定事業として別表第十八号に掲げる特定農業者による特定酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があった場合、第一項」と、同法第二十八条の二第三項中「又は同項」とあるのは「、総合特別区域法第八条第九項若しくは第十項の規定により国際戦略総合特別区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第十四条第一項の規定による認定国際戦略総合特別区域計画の変更（特定事業として別表第十八号の二に掲げる特産酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があった場合又は第一項」と、同法第三十一条第一項第一号中「第四条第七項（第六条第二項）」とあるのは「総合特別区域法第十二条第八項第一号（同法第十四条第二項）」とする。

（法第三十七条の二第一項各号に掲げる事項を記載した地域活性化総合特別区域計画について構造改革特別区域法を適用する場合の読替え）

第四条 法第三十七条の二第三項の規定により構造改革特別区域法第四章の規定を適用する場合には、同法第十八条第二項中「同法第八条第二項」とあるのは「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十九条第二項」と、「又は同法」とあるのは「又は構造改革特別区域法」と、同法第二十八条第四項中「場合、同項」とあるのは「場合、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第九項若しくは第十項の規定により地域活性化総合特別区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域（同法第三十七条の二第一項第三号に規定する特定事業実施区域をいう。次条第三項において同じ。）内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第三十七条第一項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の変更（特定事業として別表第十八号に掲げる特定農業者による特定酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があった場合、第一項」と、同法第二十八条の二第三項中「又は同項」とあるのは「、総合特別区域法第三十一条第九項若しくは第十項の規定により地域活性化総合特別区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第三十七条第一項の規定による認

定地域活性化総合特別区域計画の変更（特定事業として別表第十八号の二に掲げる特産酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があった場合又は第一項」と、同法第三十一条第一項第一号中「第四条第七項（第六条第二項）」とあるのは「総合特別区域法第三十五条第八項第一号（同法第三十七条第二項）」とする。

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）（抄）

第三十条 国土交通大臣は、一級河川の特定水力発電事業に係る水利使用（前条の認定を受けた復興推進計画に係る特定水利使用計画に定められた水利使用と同一の内容のものに限る。以下この条から第三十二条までにおいて「特定発電水利使用」という。）に関し河川法第二十三条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第三十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する関係行政機関の長に協議することを要しない。

2 （略）

3 河川管理者は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条又は第二十六条第一項の許可の申請があったときは、同法第三十八条の規定にかかわらず、地域協議会を構成する者であつて当該地域協議会において当該特定発電水利使用に係る特定水利使用計画について同意したものに対しては、同条に規定する通知をすることを要しない。

4・5 （略）

○東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）（抄）

（準用河川の特定発電水利使用に関する河川法の特例）

第四条 法第三十条第三項の規定は、準用河川（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第百条第一項に規定する準用河川をいう。）の特定発電水利使用（法第三十条第一項に規定する特定発電水利使用をいう。）に関し河川法第百条第一項において準用する同法第二十三条又は第二十六条第一項の許可の申請があった場合について準用する。この場合において、法第三十条第三項中「同法」とあるのは、「同法第百条第一項において準用する同法」と読み替えるものとする。

（相当程度の住居又は家財の損害等）

第五条 法第三十四条の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法附則第三条第一項第一号の政令で定める相当程度の住居又は家財の損害は、被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね三分の一以上である損害とする。

2 法第三十四条の規定により確定拠出年金法附則第三条第一項第五号の規定を読み替えて適用する場合における確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第六十条第二項の規定の適用については、同項中「五十万円」とあるのは、「百万円」とする。

（都市公園法施行令に係る政令等規制事業）

第六条 法第四条第一項に規定する特定地方公共団体が、同条第二項第五号に規定する復興推進事業として、復興仮設占用物件設置事業（復興推



各号のいずれかに該当するものであること。

2 法第五十二条第一項の規定により被災関連都道府県（法第四十六条第一項に規定する被災関連都道府県をいう。第九条において同じ。）が行う土地改良事業についての土地改良法施行令第七十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「法第八十五条第一項、法第八十五条の第二項又は法第八十五条の第三項若しくは第六項の申請によつて都道府県」とあるのは「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十二条第一項の規定により被災関連都道府県（同法第四十六条第一項に規定する被災関連都道府県をいう。以下この項において同じ。）と、同項第二号及び第三号中「法第八十五条第一項、法第八十五条の第二項又は法第八十五条の第三項若しくは第六項の申請によつて都道府県」とあり、並びに同項第二号の二から第二号の五までの規定及び同項第四号中「法第八十五条第一項又は法第八十五条の第二項の申請によつて都道府県」とあるのは「東日本大震災復興特別区域法第五十二条第一項の規定により被災関連都道府県」とし、同項第六号の規定は、適用しない。

#### （集団移転促進事業の特例）

第八条 法第五十三条第一項に規定する特定集団移転促進事業（次項において単に「特定集団移転促進事業」という。）又は法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に記載された法第十二条第二項に規定する集団移転促進事業を実施する場合における防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）第一条の規定の適用については、同条中「十戸」とあるのは、「五戸」とする。

2 特定集団移転促進事業を実施する場合における防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令第二条及び第三条の規定の適用については、同令第二条中「法第七条各号」とあるのは「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第七条各号」と、同令第三条中「住宅団地（以下「住宅団地」という。）」とあるのは「住宅団地（以下「住宅団地」といい、移転者の住居の移転に関連して必要と認められる医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものの用に供する土地を含む。）」とする。

#### （地籍調査に要する経費）

第九条 法第五十六条第九項の規定により被災関連都道府県及び被災関連市町村（法第四十六条第一項に規定する被災関連市町村をいう。）が負担する地籍調査（法第五十六条第一項に規定する地籍調査をいう。）に要する経費は、次に掲げる作業に要する費用で、調査地域の面積、調査作業の難易等を考慮して国土交通大臣が定める基準によつて算定したものとする。

- 一 一筆地調査
- 二 地籍図根三角測量
- 三 地籍図根多角測量
- 四 地籍細部測量
- 五 空中写真の撮影

- 六 空中写真の図化
- 七 地積測定
- 八 地籍図及び地籍簿の作成

(届出対象区域内において届出を要する行為等)

第十条 法第六十四条第四項本文の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 建築物その他の工作物の移転
  - 二 建築物その他の工作物の用途の変更
- 2 法第六十四条第四項第一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- 一 次に掲げる土地の区画形質の変更
    - イ 次号に規定する建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更
    - ロ 既存の建築物その他の工作物の管理のために必要な土地の区画形質の変更
    - ハ 農林漁業を営む者のために行う土地の区画形質の変更
  - 二 階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造の建築物その他の容易に移転し、又は除却することができる建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転
  - 三 前号に規定する建築物その他の工作物の用途の変更
  - 四 前三号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(収用委員会に対する裁決の申請)

第十一条 法第七十条第四項の規定により土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、内閣府令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

- 一 裁決申請者の氏名及び住所
- 二 相手方の氏名及び住所
- 三 復興整備事業(法第六十七条第一項に規定する復興整備事業をいう。)(の種類(復興整備計画(法第四十六条第一項に規定する復興整備計画をいう。))を作成し、又は変更する場合にあつては、その旨)
- 四 損失の事実並びに損失の補償の見積り及びその内訳
- 五 協議の経過

(権限の委任)

第十二条 法第四十八条第二項及び第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第四十九条第五項及び第六項(これらの規定のうち都市計

- 画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項及び第二項の国土交通大臣の認可に関する事項に係る部分に限る。）  
 2 法第四十九条第一項及び第二項に規定する農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。  
 3 法第四十九条第五項及び第六項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。

○復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（抄）

第七条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）	第一条及び第十条	内閣府令	復興庁令
(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)